

## 茨木市企業立地支援委員会設置要綱

### (設置)

第1 本市における企業立地の推進及び支援を円滑かつ適切に図るため、茨木市企業立地支援委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2 委員会は、次に掲げる事項について審議、検討する。

- (1) 企業立地の推進及び支援に係る総合的な連絡調整に関すること。
- (2) 企業立地の推進及び支援に係る施策に関すること。
- (3) 企業立地の推進及び支援に係る重要事項に関すること。
- (4) その他企業立地の推進及び支援に関し必要なこと。

### (組織)

第3 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、くらし産業環境部担当副市長の職にある者を、副委員長は、他の副市長の職にある者をもって充てる。
- 3 委員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。
- 4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第4 会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員が会議に出席できないときは、当該委員の指名する職員を代理委員として出席させることができる。
- 3 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

### (報告)

第5 委員長は、必要に応じて委員会の審議、検討結果を市長に報告するものとする。

### (部会)

第6 委員会に特別の事項に関する調査又は研究をさせるため、企業立地支援調査研究部会（以下「研究部会」という。）を置く。

- 2 研究部会は、部会長、副部会長及び部会委員をもって組織する。
- 3 部会長は、くらし産業環境部産業振興課長の職にある者を、副部会長は、企画財政部政策企画課長の職にある者をもって充てる。
- 4 部会委員は、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 5 部会長は、研究部会を代表し、研究部会の会務を掌理する。
- 6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 7 部会長が必要と認めたときは、部会委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7 委員会及び研究部会の庶務は、くらし産業環境部において処理する。

(その他)

第8 この要綱に定めるもののほか、委員会について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成19年5月2日から実施する。

附 則

この要綱は、平成20年7月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から実施する。

#### 別表第1

企画財政部長 くらし産業環境部長 都市活力部長 建設部長

#### 別表第2

環境政策課長 都市政策課長 審査指導課長 北部政策課長 道路課長 交通  
政策課長